

第12回 農業委員会定例議会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日（金）9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 本館3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会 長 1 番 米良 成志
副 会 長 10 番 金丸 幸子
委 員 2 番 津島 伊佐雄 3 番 米良 多恵子 4 番 安田 元信 5 番 黒木 稔
6 番 藤本 寿弘 7 番 児玉 道治 8 番 川崎 正義 9 番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出 席 農地利用最適化推進委員（4人）・・・（欠席1人）
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 米澤 一夫
7. 議事日程
報告第20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第21号 農地の用途変更届出の件について
議案第21号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について
議案第22号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は10名で議事録署名委員は3番委員と4番委員です。宜しくお願いいたします。
『報告第20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第20号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。
農地法第5条の規定による届出になります。2頁をご覧ください。次のとおり受理したことを報告いたします。記載されていますとおり、申請が7件の所有権移転で、8筆になります。
申請1件目、須賀崎3丁目56番、登記簿地目が畑で378㎡1筆、申請事由が住宅新築の転用となります。申請2件目、門川尾末字横枕7337-6、登記簿地目が田で、395㎡1筆、申請事由が建売販売建築でございます。申請3件目、加草字細狩1510-1、登記簿地目が畑で142㎡1筆、申請事由が自動車置場・駐車場でございます。3頁をご覧ください。申請4件目、上町1丁目-7、登記簿地目が畑104㎡1筆、申請事由が住宅用地・駐車場でございます。申請5件目、門川尾末字コモ田1598-2登記簿地目が畑78㎡1筆、申請事由が物置への転用でございます。申請6件目、門川尾末字コモ田1625-1、登記簿地目が畑118㎡1筆、同字のコモ田1631-1、登記簿地目が田208㎡1筆、合計の2筆、申請事由が駐車場でございます。

事務局長	申請7件目、門川尾末字コモ田1636-7、登記簿地目が畑410㎡1筆、申請事由が植林するための転用となっております。以上が申請内容になっています。 5頁～14頁にかけて上記7件の地図を掲載しております。まず5頁、6頁が申請1件目を示しておりまして、国道10号線沿い、加草旭マルキガス門川営業所奥の山側の農地が申請農地となります。 続きまして、7頁、8頁が2件目の地図になります。場所が梅ノ木の旧清水商店前の交差点の東側に申請農地がございます。9頁10頁が申請3件目の地図を示しておりまして、町道本町～加草線沿いのボディーセンター門川の南側農地が申請地となります。11頁12頁が申請4件目の地図を示しております。上ノ町、(株)新産測量設計コンサルタントの南西部に位置する農地が申請農地になります。13頁14頁が申請5、6、7件目申請、3つの地図を示しております。本町中央公民館、地図では門川町歴史民俗資料館と書いてありますが、その横の町道南側に4筆の申請地がございます。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、報告議案でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。 次に『報告第21号 農地の用途変更（届出）の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第21号 農地の用途変更（届出）の件について説明致します。 議案書の15頁をご覧ください。次のとおり、受理したことを報告いたします。 記載されていますとおり、2件の7筆でございます。まず1件目でございます。5筆ございまして、門川尾末字黒岩6662-1、6662-3、6663-1、6663-2、6665-2の5筆で合計1,422㎡になります。用途は畑として利用するため、土の搬入を行うものであります。2件目、加草字柳ヶ谷2794-4、2794-6、2筆で合計760㎡、用途につきましては、畑として利用するためであります。場所につきましては、16、17頁をご覧ください。申請番号1の地図になりまして、中山地区の町道荒谷～尾ノ宮線沿いの奥に、申請の5筆の農地がございます。次に18、19頁をご覧ください。申請番号2の地図がございます。門川スマートICの出口付近から北西の方に行きまして、その奥に、申請の2筆がございます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、報告議案でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。 次に、『議案第21号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第21号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について、説明いたします。議案については、20、21頁となります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数は1件の17筆が対象となっております。内訳として大字門川尾末字白木、登記簿地目が田で11筆、大字加草字竹名が6筆となっており17筆の合計6,913㎡になります。22、23頁が申請地の地図を示しております。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

松本推進委員

推進委員の松本です。申請番号1についてご説明いたします。

去る12月17日に金丸農業委員、児玉農業委員、白木推進委員、事務局の水永係長と私の5人で現地確認を行いました。農地の譲渡人、譲受人、所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、所有権移転となっています。譲受人は町内の肉用牛繁殖農家であり、認定農業者でもあります。譲渡人は町外在住の方です。対象農地は、現況地目において全て田の17筆で、6,913㎡となっています。

なお、譲受人は今回の対象農地において以前に賃借し、WCS用稲を耕作しており、所有権移転後も継続した農地利用を行っていくとのことです。譲受人が地域の重要な担い手でありこれまでも十分な実績があることなどから、本案件につきましては特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見ございませんか。特に問題はないと思いますが、この件に賛成の方、挙手願います。

全員賛成でございます。

次の議案に移ります。『議案第22号 現況証明（非農地証明願）』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第22号 現況証明（非農地証明願）発行の件について説明いたします。

議案では24頁になります。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。

議案のとおり、申請は2件の2筆になります。まず1件目、大字庵川字折木4499、登記簿地目は田、現況地目は山林原野となります。面積が254㎡です。申請2件目は、大字庵川字尾迫尻123、登記簿地目が畑で、現況地目が山林原野となります。面積が299㎡となります。25頁、26頁に地図を示しております。まず庵川東の曾川政宣さん鶏舎からずっと東側にいったところに農地があります。つづきまして、2件目は28頁になります。国道10号線の旭マルエーガス門川営業所から東側に行きまして、山側のところの農地となります。ご審議をお願いします。

議長

説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員

農地利用最適化推進委員の米澤です。申請番号1について説明いたします。

12月17日に染田委員、藤本委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行いました。申請地の所在は、大字庵川字折木、田1筆254㎡で、申請人は庵川東在住の方となります。現況は原野のような状況となっております。申請地の南側は、9月の定例総会時に「非農地証明願の発行」について協議いたしました農地が隣接しておりますが、これにより水利の確保が困難となり、一体的に荒廃したものと見受けられました。農振農用地の対象とはならず、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であるという理由で今回の申請になったとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。次に申請番号2についてご説明いたします。

同じ日に染田委員、藤本委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行いました。

申請地の所在は、大字庵川字尾迫尻、畑1筆の299㎡で、申請人は庵川西在住の方となります。現況は原野のような状況となっております。申請地は、須賀崎3丁目の住宅街との境目になる市街化調整区域内に位置しており、南西側には住宅街、北東側には隣接して急傾斜の山林が広がっています。周辺には他の農地もなく、農振農用地の対象とはなっていません。

10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であるという理由で今回の申請になったとのこと。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。
同じ庵川で同じような状況なので、一括して審議したいと思います。特にありませんか。
それでは、申請番号1番、2番につきまして賛成の方、挙手願います。

全員賛成でございます。

以上を持ちまして、第12回農業委員会定例総会を閉会します。

令和2年12月25日

議事録署名人

3番委員

米良多恵子

4番委員

安田元信